様式第3号

会　議　録

会　議　名 （審議会等名）		令和8年度 第2回 川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者選定委員会		
事　務　局 （担　当　課）		生涯学習部　文化・スポーツ課　　内線（2527）		
開催日時		令和8年10月2日（金）　午前9時30分から		
開催場所		市役所4階　庁議室		
出席者	委　員	・田中委員長　　・安本副委員長　　・大宮委員　　・白辻委員　　・伊達委員		
	事　務　局	生涯学習部部長　西川、生涯学習部副部長　寺田 文化・スポーツ課課長　臼杵、文化・スポーツ課主査　奥村　大面		
傍聴の可否		一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由		申請法人からのヒアリング等については、その法人の内部情報やノウハウを公開することがその団体の競争的な地位を危うくしてしまう恐れがあり、川西市情報公開条例第7条第1項第3号の規定する審議、検討又は協議に関する情報に該当するものと考えられることから、傍聴については不可とする。		
会　議　次　第		1　開会 2　委員会委員紹介 3　議事 （1）川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者選定委員会会議公開制度運用要綱等 （2）川西市弓道場指定管理者募集要項及び申請について （3）川西市東久代運動公園指定管理者募集要項及び申請について （4）川西市弓道場及び川西市東久代運動公園指定管理者申請者へのヒアリングの実施について （5）川西市弓道場に係る指定管理者申請者へのヒアリング （6）川西市東久代運動公園に係る指定管理者申請者へのヒアリング （7）採点結果の報告について 4　その他 5　閉会		
会議結果		審議要旨のとおり		

審議要旨	
司会	ただいまから、第2回川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び東久代運動公園指定管理者選定委員会を開催させていただきます。 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。 また、事前に申請書類を確認していただきましたことに厚くお礼申し上げます。 私は、本日の進行をさせていただきます、生涯学習部文化・スポーツ課長の臼杵でございます。宜しくお願いいたします。 本日は定数の過半数の委員の皆様にご出席いただいておりますので、「川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者選定委員会規則第6条第2項」の規程により、この会議は成立しますことをご報告いたします。 事務局では、記録用として、会議開催中の録音をさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。 本日お集まりの皆様方を名簿の順にご紹介させていただきます。 近畿大学　総合社会学部総合社会学科　教授　田中　晃代様です。 安本税理士事務所の安本　秀彦様です。 川西阪急スクエア店長の大宮　健二様です。 川西市で地域クラブの登録をされているハンドボールチーム川西コジマーズの白辻信一様です。 川西市スポーツ推進委員の伊達　光子様です。 続きまして、事務局職員を紹介します。 生涯学習部長の　西川　です。 副部長の　寺田　です。 文化・スポーツ課主査の奥村です。 同じく主査の大面です。 当委員会の委員長、副委員長は、本委員会規則第5条第2項のとおり委員長として

	学識経験者の田中様を、副委員長は、税理士として副委員長に安本様にご就任をお願いしております。 　それでは、ここで、田中委員長に代表していただきまして、一言ごあいさつをいただきたいと思います。田中委員長、よろしくお願いいたします。
委員長	（田中委員長　あいさつ）
司会	ありがとうございました。 　議事に移らせていただく前に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。 　委員の皆様に、前もってお配りしております資料は、募集要項等一式と、申請団体からの書類一式でございます。 　資料等、もしお手元にないようでしたら、お申し出ください。 　それではこれより、会議の進行は田中委員長にお願いしたいと思います。田中委員長、よろしくお願いいたします。
委員長	それでは早速ですが、議事に入ります。 (1)「川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者候補法人選定委員会公開制度運用要綱」について事務局から説明を願います。
事務局	それでは、川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者選定委員会会議公開制度運用要綱について、ご説明いたします。 　資料1をご覧ください。 　会議公開制度は、本市の各種施策の企画立案、審査、調査等執行過程で重要な役割を果たしていただいております審議会等の状況を市民に対して明らかにし、市政における透明性、公正性を向上させることにより、開かれた市政を一層推進することを目的とするものです。

	当選定委員会の開催にあたりましても、この要綱に定める手続きにのっとり、設置状況や開催日時の公開を行っております。ただし、本日の会議の「3．議事（2）」以降については川西市情報公開条例第7条第1項第3号に規定する審議、検討又は協議に関する情報に該当するものと考えられます。また、申請法人からのヒアリング等につきましても、その法人の内部情報やノウハウを公開することがその団体の競争的な地位を危うくしてしまう恐れがあります。したがって、当選定委員会につきましては、非公開とすることが適当であると考えております。 なお、会議録につきましては、1か月以内に調製し、公開いたしますが、会議録の承認につきましては委員長の承認を得たうえで、公開を行うものといたします。
委員長	ただ今の説明について、ご質問はありませんか。 ないようでしたら、ただ今、事務局から提案がありましたが、会議内容については、川西市情報公開条例第 7 条1項に規定された非公開情報に該当する、申請者の内部情報が開示される恐れがあります。 つきましては、会議公開運用要綱第6条第2項及び第7条第4項に基づき、会議の公開につきましては、非公開といたします。 また会議録の作成につきまして、事務局に一任したいと思いますが、委員の皆さん、それでよろしいでしょうか。
各委員	（「異議なし」の声あり）
	ありがとうございます。
	以降、非公開